

宮労発基 0107 第2号  
令和7年1月7日

関係機関・団体等の長 殿

宮城労働局長  
(公印省略)

### 令和6年度化学物質管理強調月間の実施について

日頃より、労働行政の運営について、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、厚生労働省においては、産業界における自律的な化学物質管理活動を推進するとともに、広く一般に職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るため、このたび化学物質管理強調月間を創設し、別添「令和6年度化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、令和7年2月1日から2月28日までを化学物質管理強調月間として、

「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」  
をスローガンとし、全国一斉に積極的な活動を行うこととしております。

つきましては、この強調月間の趣旨を御理解いただき、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

なお、別添の実施要綱、周知用チラシ等のデータにつきましては、当局ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてご参照いただけますようお願いします。

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roundoukyoku/2/226/20250106kagakubussitukyoutyougekk.html>



担当  
労働基準部健康安全課  
労働衛生専門官 塩沼  
電話番号 022-299-8839